軽費老人ホーム「ケアハウス ひかりの花苑」 重要事項説明書

1.事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人 至宝会
法人所在地	〒939-8071 富山県富山市上袋545番3
代表者氏名	理事長 多田 謙作
電話番号	076－493－2552
設立年月日	平成16年11月19日

2.ご利用施設

施設の名称	ケアハウス ひかりの花苑
施設の所在地	〒939-8071 富山県富山市上袋545番3
施設長名	高平 裕子
電話番号	076－493－2552
FAX番号	076－493－2611
開設年月日	平成17年9月1日
定員	50名

3.事業の目的と運営の方針

事業の目的	入居者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とします。
施設運営の方針	食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに暮らせる施設づくりを目指します。

4.利用要件

1 年齢が60歳以上であること。但し、入居者の配偶者、三親等以内の親族と共に入居する場合はいずれか一方が60歳以上であれば入居できます。
2 家族と同居することが困難であること。
3 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
4 生活費に充てることが出来る所得などがあり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
5 身元引受人が2名以上得られること。

5 職員の配置基準と職務

職 種	配置基準	職務内容	配置状況
1 施設長	1名	統括	1名
2 生活相談員	1名以上	相談・助言・入居調整	1名
3 介護職員	2名以上	日常生活の支援・援助	2名
4 栄養士	1名以上	献立作成・調理上の衛生管理	1名
5 調理員	実情に応じた適当数	献立表に基づき食事提供	3名以上
6 宿直専門員	1名以上	宿直業務	1名以上

6 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	・栄養並びに入居者の健康に配慮した献立に基づいた食事を提供します。 ［ 食事時間 ］ 朝食 7時10分～ 8時00分 昼食 11時30分～12時30分 夕食 17時20分～19時00分 ・治療食や嗜好による個別対応は出来ませんので、ご了承下さい。
種 類	内 容
入 浴	・一ヶ月間に15回、天然温泉「ゆくりえ」の温泉入浴が無料です。 利用できる時間は、午前9時から午後9時の間です。 施設の浴室は、天然温泉「ゆくりえ」が休業する場合に男子女子の 日替わり交互使用できます。
健康管理	・入居者の健康を確保する為、少なくとも年1回以上の健康診断を受ける 機会を提供するなど必要な指導援助を行います。 ・利用者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関などの 紹介など必要な援助を行います。
相談及び援助	・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用等 必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、 これを行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき施設が 代わって行う場合もあります。

7 利用料金

利用料は、サービスの提供に要する費用・生活費・管理費からなっており、
入居者の前年度所得により14段階になっています。
この基準は国の定めにより算定されるため、国の基準が改定されるとその都度変更になります。

利用者階層別料金表（月額）

階層	対象年間収入	サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	合計金額
1	1,500,000円以下	10,000円	48,764円	32,000円	90,764円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	48,764円	32,000円	93,764円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	48,764円	32,000円	96,764円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	48,764円	32,000円	99,764円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	48,764円	32,000円	102,764円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	48,764円	32,000円	105,764円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	48,764円	32,000円	110,764円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	48,764円	32,000円	115,764円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	48,764円	32,000円	120,764円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	48,764円	32,000円	125,764円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	48,764円	32,000円	130,764円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	48,764円	32,000円	137,764円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	48,764円	32,000円	144,764円
14	2,700,001円以上	69,100円	48,764円	32,000円	149,864円
※ 11月から3月までの冬季には暖房費として、一人月額 5,410円加算されます。					
※ この利用料金表は、令和7年4月1日からのものです。					

・この表における「対象収入」とは、入居者本人の前年の収入から、租税・社会保険料・医療費の必要経費を控除した後の収入となります。
・夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、上記の額から30％減額した額となります。
・入居預かり金として、入居契約時に30万円、ご夫婦の場合は40万円をお預かり致します。

8　居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

① 居室内の電気代（冷暖房含む）・水道代・電話代等の通常個人の意思で使用されるものは、個人負担となります。

② 電話は各人でNTTとの個人契約となります。費用は入居者の負担となります。

③ 食費は5日前までに指定の用紙にて取り消しを申し出た場合は、一食分・朝100円、昼夜食各200円として計算し、翌々月に精算します。

④ 定期健康診断・予防接種・その他医療費は個人負担です。

⑤ 退去時の利用料精算方法

イ サービスの提供に要する費用・生活費・管理費は、月単位で精算します。

ロ 生活費の内、食費のみ一日500円（3食欠食の場合）を日割り計算にて返還します。

ハ 居室の原状回復（この期間も、契約期間に含まれます）

・居室の状況に応じ、入居時の室内に戻す為(経年劣化を除く)のクリーニング代・壁面及び天井クロス貼替・床貼替え・トイレ便座取替え・台所天板シンクコンロ取替え・畳表替え・障子貼替等の実費負担があります。

ニ 原状回復工事期間の電気・水道料金は入居者の負担になります。

9　利用料の請求及び支払い

利用料は、毎月22日（休日時は翌日）に翌月分を各人の預金口座から振替支払いとなります。

10　当施設ご入居に当たって留意頂く事項

種　類	内　容
来訪・面会	入居者に来訪者があった時は（家族含み）、その都度受付窓口で記帳をして下さい。
外出・外泊	入居者は、外出・外泊をしようとするときは、その都度所定の届をして下さい。
入居者留意事項	1 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけて下さい。 2 テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボルュームを落としてご利用下さい。 3 食堂の出入りにあたっては、身なりにご注意下さい。 平常の清潔な装いとし、パジャマ姿や下着姿のままの入室は出来ません。
専用居室	1 居室の清掃・日常的な維持管理は入居者が行います。 2 居室のゴミ・廃棄物等については、定められた場所まで運搬して下さい。 3 居室において、煙草の喫煙、石油ストーブ、電気ストーブ、ろうそく、線香等火気類の使用を禁じます。
部外者の利用	外来者を宿泊させるときは、あらかじめ施設長に届け出て下さい。 但し、入居者が在室中である場合に限ります。
施設内禁止行為	1 けんか・口論・泥酔・薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 2 宗教活動・政治活動・営業活動・習慣等により、他人の事由を侵害したり他人を排撃したり等迷惑を及ぼすような行動をすること。 3 指定した場所以外で、火気を用いること。 4 施設の秩序・風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 5 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又は施設外に持ち出す事。 6 施設内で動物を飼育すること。

11　個人情報の保護

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療介護従事者における個人情報の適切な取扱の為のガイドライン」を遵守し、適切な取扱に努めます。

職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその家族の了解を得ます。

12　高齢者虐待の防止

入居者の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

一 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

二 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13 協力医療機関

　医療機関　　　うおざきファミリー病院
　所 在 地　　　富山市千石町6丁目3－7
　電話番号　　　076－423－7722

14 緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

15 苦情相談窓口

1 サービスに関する苦情については、次の窓口で対応します。

　相談窓口　　　ケアハウスひかりの花苑　生活相談員
　電話番号　　　076－493－2552
　受付時間　　　9時～17時（日・祝日を除く）

2 公的機関においても、苦情申し出ができます。

　富山市役所　　福祉保健部長寿福祉課
　所 在 地　　　富山市新桜町7番38号
　電話番号　　　076－443－2041
　受付時間　　　8時30分～17時（土日・祝日を除く）

　富山県福祉サービス運営適正化委員会
　所 在 地　　　富山市安住町5番21号
　電話番号　　　076－432－3280
　受付時間　　　9時～16時（日・祝日を除く）

軽費老人ホーム　ケアハウス「ひかりの花苑」の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

［ 説明者 ］

軽費老人ホーム　ケアハウス「　ひかりの花苑　」

施設長　高平　　裕子　㊞

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意致しました。

［利用者 ］

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞